## 国家公安委員会

（警察庁情報通信局付）警視長　塚原　秀利
山形県警察本部長を命ずる
（警察庁警備局警備企画課画像情報分析室長）同　高瀬　隆之
島根県警察本部長を命ずる
（警察大学校教務部長兼教授）同　篠原　寛
警視監に任命する
岡山県警察本部長を命ずる（以上三月三十一日）
（大阪府警察本部長）警視監　植松　信一
辞職を承認する
（警察庁長官官房首席監察官）同　舟本　馨
大阪府警察本部長を命ずる（以上四月一日）

## 警察庁

（警察大学校組織犯罪対策教養部長兼教授）警視長　稲葉康裕喜
（東北管区警察局総務監察・広域調整部長）同　高橋　譲治
（東北管区警察学校長）同　佐藤　忠志
（中国管区警察局総務監察・広域調整部長）同　濱田　文雄
（四国管区警察学校長）同　三宅　茂
警視監に任命する
警察庁長官官房付を命ずる（各通）
（警察庁長官官房付）警視監　稲葉康裕喜
（同）同　高橋　譲治
（同）同　佐藤　忠志
（同）同　濱田　文雄
（同）同　三宅　茂
国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により平成二十二年三月三十一日限り定年退職（各通）
（九州管区警察学校長）警視長　藤田　清美
東北管区警察学校長を命ずる
（東北管区警察学校長）同　藤田　清美
国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により平成二十二年三月三十一日限り定年退職
（九州管区警察局長）警視監　片岡　義篤
九州管区警察学校長事務取扱を命ずる
（岡山県警察本部長）同　江原　伸一
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　江原　伸一
総務省に出向させる
（関東管区警察局広域調整部長）
警視長　谷　直樹
警察大学校教務部長兼教授を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部国際組織犯罪対策官）同　河合　信之
警察大学校組織犯罪対策教養部長兼教授を命ずる
（山形県警察本部長）同　堀金　雅男
東北管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる
（自動車安全運転センター業務部長）参与　駒走　博志
警視長に任命する
関東管区警察局広域調整部長を命ずる
（島根県警察本部長）警視長　大橋　亘
中国管区警察局総務監察・広域調整部長を命ずる
（警察庁刑事局指紋鑑識官）同　長瀬　芳治
四国管区警察学校長を命ずる（以上三月三十一日）
（警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））警視監　園田　一裕
警察庁長官官房首席監察官を命ずる
（東京大学大学院公共政策学連携研究部教授）　徳永　崇
警視長に任命する
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付）
警視監　髙橋美佐男
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長事務取扱を免ずる
（中部管区警察局総務監察部長）
警視長　伊藤　智
中部管区警察局広域調整部長兼務を命ずる
（九州管区警察局長）警視監　片岡　義篤
九州管区警察学校長事務取扱を免ずる（以上四月一日）

# 官庁報告

## 官庁事項

### 認定社内検定の名称の変更等に関する公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号。以下「認定規定」という。）第一条第一項の規定により平成四年十一月二十日付け及び平成七年十月十七日付けでそれぞれ認定した富士電機デバイステクノロジー株式会社に係る社内検定について、認定規定第六条第二項の規定により認定事業主等の名称の変更の届出を平成二十二年三月八日付けで受理し、認定規定第六条第一項の規定により認定社内検定の名称の変更を同年三月十七日付けで承認したので、認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月八日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更前の認定事業主等の名称
富士電機デバイステクノロジー株式会社
変更後の認定事業主等の名称
富士電機システムズ株式会社
変更前の認定社内検定の名称
富士電機デバイステクノロジー社内検定
変更後の認定社内検定の名称
富士電機システムズ社内検定

### 太平洋広域漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

平成二十二年三月二十六日

太平洋広域漁業調整委員会会長　石原　英司

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「いかなご漁業」　愛知県漁業調整規則（昭和二十六年十一月一日規則第八十五号）第四条第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（昭和四十一年四月十五日規則第二十一号）第七条第二号に規定する漁業のうちいかなご船びき網漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業

(2)　「いかなご残存資源尾数」　愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数

2　操業期間の制限

(1)　太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）は、必要に応じて、いかなご残存資源尾数が二十億尾を下回ると認められる日を定める。

(2)　委員会会長は、(1)の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から十一月三十日までの間、いかなごの採捕を目的とした操業を禁止する旨、いかなご漁業を営む者に通知する。

(3)　いかなご漁業を営む者は、(2)の通知により、いかなごの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、いかなごの採捕を目的とした操業を行ってはならない。

3　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

### 太平洋広域漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

平成二十二年三月二十六日

太平洋広域漁業調整委員会会長　石原　英司

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ　東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線